

令和3年1月14日

デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン (令和2年度第3次補正予算(案))

公募説明会②



文部科学省高等教育局専門教育課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

**本日は、デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン
公募説明会（第2回）をご視聴いただきありがとうございます
ます。**

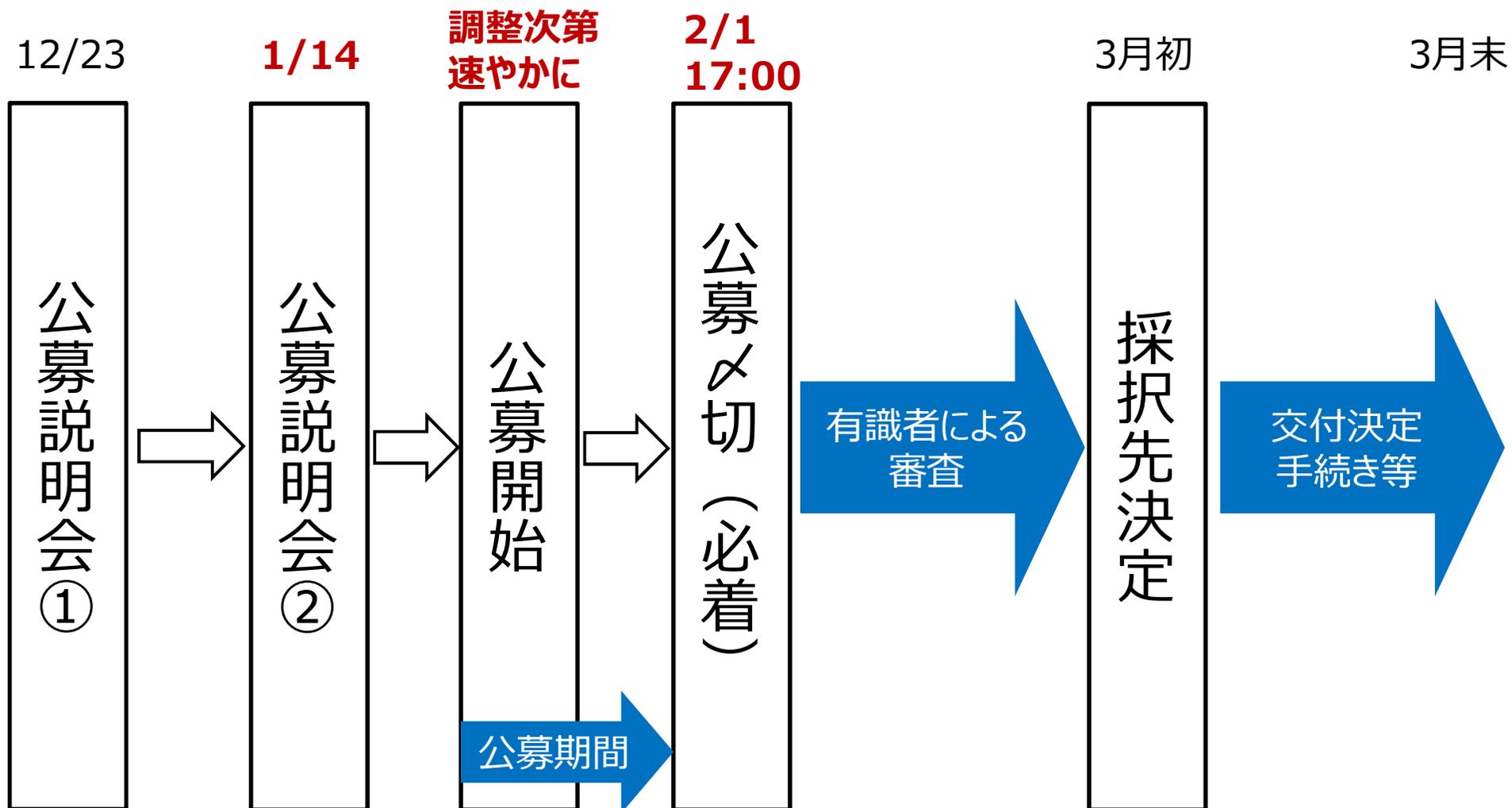
お願い

本日説明させていただく内容には、**調整中、検討中の内容が含まれます。**
また、令和2年度第3次**補正予算の成立を前提**としています。
今後、内容を変更する可能性があることをご承知いただき、申請書の作
成等にあたっては、**公募要領等最新のものをご確認**いただきますようお願い
いたします。



今後のスケジュール等





※本資料には、検討中、調整中の内容が含まれるため、今後、内容を変更する可能性があります。



- ✓ 申請様式を含め、公募に関する詳細な情報等については、文部科学省ウェブサイトに掲載する予定です。**各機関において確認等をお願いします。**
(様式について、文部科学省からはメール等でお送りしません。)

- ✓ 本事業に係る申請書等は「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン事業委員会」の審査資料となります。
- ✓ 審査は申請書等に基づいて行われます。**提出後の**内容変更に伴う**差し替えや訂正は一切認めません**。誤記入や記入漏れ等がある場合は、審査の対象外となる、または誤記入等の状態で審査に付されることとなりますので、**十分に注意してください**。
- ✓ 申請書等の作成にあたっては、所定の様式を使用してください。**様式の改変はできません**。
- ✓ その他、各項目毎の作成上の留意点については、今後発出予定の「**公募要領**」及び「**大学改革推進等補助金（デジタル活用教育高度化事業）申請書等の作成にあたって**」を参照ください。

※本資料には、検討中、調整中の内容が含まれるため、今後、内容を変更する可能性があります。



- ✓ 申請書の提出期間は以下のとおりです。
公募開始～**令和3年2月1日（月）17:00（必着）**
- ✓ 提出先アドレス senmon@mext.go.jp
- ✓ **紙媒体の提出・郵送は必要ありません**。また、申請書の提出にあたっては、機関として提出することを前提に、提出に係る添書（かがみ文）及び当該文書への**押印は不要**です。
- ✓ 受信確認後、2月3日（水）までに送信者に対して**受領通知**を行います。当期間内に連絡がない場合は、2月4日以降至急ご連絡ください。
なお、**業務の支障となりますので、「受領されたか」「連絡はいつされるか」といったお問い合わせはご遠慮ください**。
- ✓ その他、申請書等提出上の留意点については、今後発出予定の「**公募要領**」及び「**大学改革推進等補助金（デジタル活用教育高度化事業）申請書等の作成にあたって**」を参照ください。

申請にあたって ご留意いただきたいこと



- 申請様式は、
 - ①申請機関の基本的情報、②計画調書、③所要額積算内訳を予定しています。
- このうち②については、後述の「DX推進計画」及び「申請する取組」について**A4 5枚以内**で記載いただく予定です。
- なお、別添として**取組の参考となる資料**（様式自由、計画の実施体制が分かる資料を含めて**3枚程度**）を提出いただく予定です。

※本資料には、検討中、調整中の内容が含まれるため、今後、内容を変更する可能性があります。



- 本事業への申請にあたっては、「**DX推進計画**」を作成いただく必要があります。
- 作成いただく「**DX推進計画**」は、大学等の特定の学部や研究所等のみを対象としたものでなく、**大学等全体の計画**としてください。また、**計画に基づき推進する取組の効果が大学等全体の教育の高度化につながる内容**としてください。
- また、本事業を実施する上で、令和3年度における授業の実施計画（対面・遠隔だけでなく、実験・実習、大規模・小規模、実施学年などをどのように考慮するのか）や学生に対する説明の方向性等を含めた「**感染対策に関する基本的な考え方**」について記載してください。
- 上記を踏まえ、以下の①～⑥の観点を盛り込んだ上で、貴機関における「DX推進計画」を作成してください。

※本資料には、検討中、調整中の内容が含まれるため、今後、内容を変更する可能性があります。



①DXに係る現状及びDX推進に向けた目標と課題

→DXに係る申請時点までの**現状及びそれを踏まえたDX推進に向けての目標と課題を記載**してください。

②DX推進計画の具体的内容

→①の内容を踏まえ、**具体的取組、期間、実施体制等**について記載してください。その際、今回の事業が令和2年度第3次補正予算案による事業であることを踏まえ、**補助期間終了後の継続的な遂行（人員や財源の確保・維持を含め）**どのように行うかについても記載してください。

③DX推進計画の先導性、先駆性及び普及可能性

→当該計画がこれまでの自機関や他機関における取組や構想等と比較して優れていると考えられる点について記載してください。

④DX推進計画の実施による全学的効果

※本資料には、検討中、調整中の内容が含まれるため、今後、内容を変更する可能性があります。



⑤感染対策に関する基本的な考え方

→①令和3年度における授業の実施計画が明確になっているか、②令和3年度における授業の実施計画を含め、適切な感染防止対策が講じられているか、③当該感染防止対策の内容が適切に学生や保護者等に対して周知されているか、について申請時点の内容を記載してください。

⑥その他特記事項

→①～⑤以外に特記する内容があれば、記載してください。また、他機関と連携する取組の場合、連携機関との役割分担等についても記載してください。

- 申請する取組内容の作成にあたっては、以下の点にご留意ください。
- 取組内容は「DX推進計画」を踏まえて本事業において実施する具体的取組を記載してください。
当該取組を推進することが**大学等全体のDX推進及び教育の高度化につながる取組**としてください。
なお、**大学等全体のDX推進及び教育の高度化につながる内容であれば、特定の学部や研究所等を対象とした取組であっても、申請することは可能**です。
- 上記を踏まえ、以下の①～④の観点を盛り込んだ上で、取組内容を記載してください。

①取組の具体的内容及び「DX推進計画」における位置付け

→取組内容には**実施体制**を含みます。

取組内容は単なる機器や技術等の導入に留まらず、**大学等全体の教育の高度化につながる内容**（現状の新型コロナウイルス感染症への対応（現状の遠隔授業の継続等）ではなく、**ポストコロナを見据えた教育内容の高度化につながる内容**）としてください。

また、今回の事業が令和2年度第3次補正予算案による事業であることを踏まえ、**補助期間終了後の継続的な遂行を（人員や財源の確保・維持を含め）どのように行うか**についても記載してください。

②取組の先導性、先駆性及び普及可能性

→当該取組がこれまでの自機関や他機関における取組や構想等と比較して優れていると考えられる点について記載してください。

③取組の実現による教育効果の測定及びその検証方法

→事業終了時における**達成目標及びその評価方法をできる限り多面的に（少なくとも1つ）記載**してください。なお、**達成目標は可能な限り定量的に検証可能な目標**としてください。

④その他特記事項

→①～③以外に特記する内容があれば、記載してください。また、他機関と連携する取組の場合、連携機関との役割分担等についても記載してください。

※本資料には、検討中、調整中の内容が含まれるため、今後、内容を変更する可能性があります。



ご質問がある場合は・・・



ご質問がある場合は・・・

- これまでいただいたご質問については、
https://www.mext.go.jp/content/20201224-mxt_senmon01-000011618_2.pdf
に掲載しています。
- 引き続き、ご質問は**質問受付フォーム**をご活用ください。
↓ご質問はコチラから↓
https://pf.mext.go.jp/admission/form_0001-17-2-4-2.html
- 上記質問フォームにいただいたご質問に対して、**個別の回答はいたしません。**
- なお、電話での問い合わせ、専門教育課アドレスへのメールでのご質問はご遠慮ください。また、個別事業に係る事前相談等はお受けいたしませんので、あらかじめご了承ください。

※本資料には、検討中、調整中の内容が含まれるため、今後、内容を変更する可能性があります。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

Q 取組①について、学修者本位の教育事業であれば、LMSを活用しない取組でも対象となりますか。

A 具体の構想が分かりかねるため正確なお答えが出来ませんが、**LMSを活用しない取組は原則として対象とはしない**予定です。

Q 取組例①に関して、LMSの活用が必須と示されていますが、同様に学生ポートフォリオも活用が必須となりますでしょうか。また、LMS及び学生ポートフォリオ等のシステムは、既に導入されていなければならないのでしょうか。

A **ポートフォリオの活用は必須ではありません**。LMS及び学生ポートフォリオ等のシステムは、**既に導入していなければならないものではありません**。

Q 令和3年度に繰り越して事業を実施することは可能ですか。

A 真にやむを得ない事由がある場合には、**繰越可能とする方向で調整中**です。

Q 人件費、ソフトウェア利用料及び役務費等は、令和3年度に繰り越すことは可能ですか。

A 真にやむを得ない事由がある場合には、**繰越可能とする方向で調整中**です。

Q 「真にやむを得ない事由」とはどのようなものですか。

A 例えば、計画に関する諸条件や設計に関する諸条件の変更等が想定されます。なお、繰越事由については、必要に応じて財政当局のHP等もあわせてご確認ください。